

資料 1

選挙区調査特別委員会 論点整理 正副委員長(案)

<論点1>〔議論の方向性〕

現状維持を主張する意見もあるが、一票の格差の是正や定数の削減を進めていくのか。

→これまでの協議を経て、以下のとおりの合意があったと整理してよいか。

一票の格差の是正を基本に、定数の削減や選挙区の見直しの検討を行う。

※ 議論の方向性については、9月6日開催の選挙区調査特別委員会において委員会合意として確認された。

<論点2>〔具体的な目標設定〕

一票の格差の是正に関し、たとえば2倍以内とするなどの意見があったが、具体的な目標を設定するのか。

<論点3>〔現行の選挙区を前提としての議論〕

一票の格差の是正については、人口に比例して各選挙区に定数を配分すること(公職選挙法第15条第8項本文「人口割実定数」)で、実現することができる。これにより、逆転現象区の解消にもつながる。

一方、現在の選挙区定数は、平成12年の改正で、人口割実定数に対し、「地域間の均衡を考慮して」(公職選挙法第15条第8項ただし書)、市部の4選挙区(津市、四日市市、松阪市、鈴鹿市、)について各1マイナスし、かつ、郡部を含む4選挙区(尾鷲市・北牟婁郡、熊野市・南牟婁郡、多気郡、度会郡)について各1プラスし、選挙区定数を決定した。こうした調整を行うことについてどのように考えるか(調整を行うのか、行わないか)。

(参考)

◆「伊勢湾岸の都市形成の進んでいる県内市部においては、市議会機能等の充実により住民の意見等が、より迅速かつ確実に県、国に伝達される状況にあること、また、構成市町村数が複数或いは面積が広大な選挙区においては多様な住民の意見等を県、国の施策に反映させることが難しいという特殊性等を考慮いたしまして、人口の多い市からなる選挙区を中心に削減」(平成12年3月選挙区調査特別委員会委員長報告から抜粋)

◆公職選挙法第15条第8項

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

＜論点4＞〔現行の選挙区の見直しを含めた議論〕

一票の格差を是正する方策の一つとして、任意合区の対象選挙区を合区する手段もある。

(1) 現行の単独の郡市の選挙区で任意合区の対象選挙区は、鳥羽市のみである。定数1の鳥羽市を隣接する市と合区するか、単独のままとするか。合区する場合、伊勢市、志摩市のいずれと合区するか。

(参考)

◆「鳥羽市選挙区の合区は、合区先を志摩市とするか伊勢市とするかの選択肢があるにはあるが、市町村合併の動きもなく、合区する新たな理由がない。…(中略)また、鳥羽市選挙区も離島を抱え、地域の特殊性を十分考慮すべき地域と考えられる。」(平成21年12月議員定数等検討会議検討結果報告書3(3)②、(4))

(2) 東紀州地域の2選挙区を現行のままとするか、さらなる合区がありうるか。

(参考)

◆「東紀州の2つの選挙区は、人口に比して広大な面積を有し、遠方のため移動に多大の時間を要し、また、多くの県政の重要課題を抱えており、県民の声を県政に反映させるために地域の特殊性を十分考慮すべき地域と考えられる。」(平成21年12月議員定数等検討会議検討結果報告書3(4))

<論点5>〔その他〕

その他現行の選挙区で、選挙区とその定数を変更する必要がある選挙区があるか。

たとえば、定数1で議員一人当たりの人口が最大の亀山市選挙区の定数を2とすることがあるのか。

(参考)

◆「亀山市選挙区の定数を増員することは可能であるが、総定数の増につながることや一票の格差の大幅な是正には結びつかない問題がある。」(平成21年12月議員定数等検討会議検討結果報告書3(3)①)

【参考】改正法の成立を前提とした論点

1票の格差を是正する方策として、改正法では、郡部の選挙区の合区の自由度が増すことから、さまざまな可能性がある。

- 改正法では、町を隣接する市や別の郡の町と合区することが可能となるが、こうした合区がありうるか。

①郡部の選挙区を隣接する市や別の郡部の選挙区と合区するパターン

- 例) ・三重郡(菰野町、朝日町、川越町)を四日市市と合区する。
・多気郡(多気町、明和町、大台町)を松阪市と合区する。
・度会郡(玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町)を伊勢市または志摩市と合区する。
・多気郡(多気町、明和町、大台町)と度会郡(玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町)を合区する。

- ②郡のまとまりと関係なくある町を隣接する市や町と合区することも可能。

(参考)

◆公職選挙法第15条第7項

第二項(強制合区)、第三項(任意合区)又は前項の規定により選挙区を設ける場合、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。